

法定代理人による代理申請の電子化についての一考察

中山 亮[†] 道坂 修[†] 岩城 修[†]

(株)NTTデータ 技術開発本部[‡]

1. はじめに

現在、電子政府・電子自治体の実現に向けて電子申請システムが構築されている。今後、これらのシステムは、住民の私的自治の拡充や利便性の向上のため、様々な代理人による代理申請に対応する必要があると考える。

代理申請の電子化として、電子委任状や企業内における権限委譲による代理申請方式については検討がなされている[1,2]。しかし、未成年者、被後見人による申請行為や、親による代理申請などの法定代理人による代理申請の電子化については、法制度との関係やシステムの実現方式について十分な検討がなされていない。

そこで本稿では、行政手続の法定代理人である親権者と後見人に対して、法制度から電子化の要件を整理し、第三者証明書とPKIの認証方式を組み合わせることにより法定代理人による代理申請の電子化を考察する。

2. 法制度からの法定代理人の特徴と課題

2.1. 法定代理人の整理

法定代理人は、一般的な定義はなく、本人の意思に基づいた代理人(任意代理人)以外を「法定代理人」と呼ぶことが多い。そこで本稿では、行政手続において本人の意思に基づかないで代理人となれる「親権者」と「後見人」を法定代理人として扱う。

親権者とは、未成年の子に対して、監護、教育の義務を行い、その財産を管理するための権利義務を行使する者である。民法(4編4章)より、通常親権者は、子の父母の共同もしくはその一方が相当する。

後見人とは、未成年者の監護教育の権利義務を有し、成年被後見人の療養看護や財産管理に関する事務の代理権を有する者である。後見には、民法上(4編5章)の未成年後見・成年後見と「任意後見契約に関する法律」に基づく任意後見とがある。なお後見制度では、後見開始の審判が家庭裁判所で行われ、登記証明書が東京法務局から発行される。

2.2. 法定代理人の特徴と任意代理人との違い[3]

親権者や後見人などの法定代理人は、本人の効果意思が期待できないことから、包括的代理権を有すると解釈されている。そのため、法定代理人は任意代理人と比較して「代理権の消滅原因」と「表見代理」で以下に示す違いがある。

法定代理人の代理権消滅原因には、本人や法定代理人が死亡した時、法定代理人が破産または後見開始の審判を受けた時がある。さらに後見人では、後見人が辞任した時、家庭裁判所によって解任された時がある。法定代理人では委任終了による代理権消滅はない。

法定代理人の表見代理では、後見人監督人の同意・共同親権者の他方の同意などの「代理権ゆ越による表見代理」と、後見人の辞任・解任などの「代理権消滅後による表見代理」の適用がある。しかし、「代理権授与の表示による表見代理」は適用されていない。

2.3. 法定代理人の法制度での課題[4]

さらに法定代理人については、法定代理人の代理権が包括的代理権であることから、代理権濫用の問題が指摘されている。

代理権の濫用に関して、判例は親権者では「親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著しく反する場合」、後見人では「後見人の意図・被後見人の心身の状況・その他周囲の状況などの理由を調査し判断する」とある。このことから、現状の法制度では、状況に応じて、代理権濫用を主張する者が代理権濫用行為を立証する必要がある。

3. 法定代理人による代理申請の電子化における要件

前章より、法定代理人の代理権の消滅原因、法定代理人による代理申請の表見代理および代理権濫用の問題をふまえ、代理申請の電子化要件を次のように考える。

- 要件1 本人が存在することを証明できること
- 要件2 代理人が法定代理人の資格を有していることを証明できること
- 要件3 法定代理人と本人の関連を明らかにできること
- 要件4 法定代理人の申請行為の履歴が管理できること

A study of the application model by a legal agent

[†]Ryo Nakayama, Osamu Dosaka, Osamu Iwaki

[‡]Research and Development Headquarters,
NTT DATA Corporation

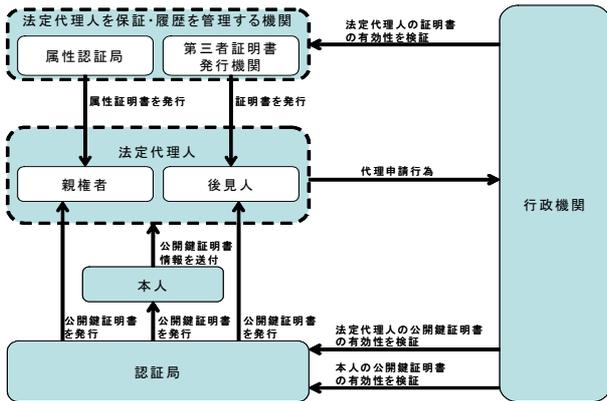


図1 提案するモデル

要件1～3は、代理権消滅の確認と代理権消滅後による表見代理への対策のための要件である。これらは代理申請時に法定代理権の正当性を確認するため必要である。要件4は、代理権ゆ越による表見代理と代理権濫用への対策のための要件である。これは、法定代理人による代理申請後に裁判などで表見代理や濫用を立証するため必要である。

4. 法定代理人による代理申請のモデル

4.1. 代理申請モデル

法定代理人による代理申請のモデルとして、第三者証明書によるモデルとPKIを利用したモデルを考える。ここでは、システムの実現方法の視点から、要件2に対応する「発行機関」と要件1と3に対応する「法定代理人と本人との関係の保証方法」を検討する。

発行機関に関しては、親権者に対しては親権を保証する機関がないため親権者の本人性を保証する仕組みを利用することが考えられる。一方、後見人に対しては後見開始の審判を行う家庭裁判所もしくは登記事項証明書を発行する東京法務局が証明書を発行する機関になりうると考える。このことから、第三者証明書によるモデルは後見人の資格を保証するモデル、PKIを利用したモデルは後見人の資格を保証するモデルとして適用することが考えられる。

法定代理人と本人との関係の保証方法に関しては、各モデルとも、発行する証明書に本人を特定できる情報を記述する必要がある。本人の特定情報には、本人の存在を保証することができることから、公的個人認証サービスや民間認証局などが発行する本人の公開鍵証明書に関する情報とすることが良いと考える。

4.2. 履歴管理の実現方式

本稿では、法定代理人の申請行為の履歴を管理する機関として証明書発行機関を提案する(要

件4)。この場合、法定代理人は代理申請を行うたびに発行機関から証明書を取得する必要がある。このことからPKIを利用するモデルでは、申請のたびに秘密鍵を生成する公開鍵証明書より、秘密鍵管理が軽減できる属性証明書を適用した方が良いと考える。

以上から4要件を満たすモデルを図1に示す。

5. 考察

本稿では、代理申請の要件を定めこれに合致するモデルを提案した。今後、電子政府・電子自治体のシステムで実現するためには既存システムとの整合性や他の代理人による代理申請の仕組みとの整合性を考慮し、法定代理人の証明書プロフィールや検証処理フローの標準化が必要である。

また法定代理人の申請行為の履歴管理については、プライバシー保護の観点でモデルの検討および精査が必要である。

さらに、本稿では現状制度に基づき履歴管理を証明書発行機関で行うモデルを提案したが、法制度へのアプローチについての検討も必要である。例えば、法制度で行政手続の手續能力者に関して詳細規定を設けることができれば、行政機関がその規定をもとに法定代理人の権限を確認することにより、代理ゆ越による表見代理や代理権濫用を防ぐことができ、申請行為の履歴管理を行う必要がなくなると考えられる。

6. おわりに

本稿では、法制度に基づく法定代理人の課題から、法定代理人による代理申請の電子化の要件を整理し、親権者にはPKIによる、後見人には第三者証明書による法定代理権を確認する仕組みの適用を提案した。これにより、代理権濫用の問題を解決した法定代理人による代理申請の電子的な仕組みを提案することができた。今後は本モデルの普及にあたってさらなる課題整理を行い、実装方法を検討していく予定である。

参考文献

- [1]日本行政書士連合会：「電子的代理申請・電子委任状研究会」報告書、
<http://www.hiroshima-kai.or.jp/denshi/houkoku.PDF>
- [2]中山亮,小黒博昭,道坂修,岩城修：法制度に基づく権限委譲の電子化についての一考察,CSS2002論文集,P.161-166,2002,情報処理学会
- [3]前田泰：法定代理と表見代理,法律時報,66巻,4号,P.75-83,1994,日本評論社
- [4]柳勝司：法定代理権限の範囲とその濫用,名城法学,48巻,1号,P.115-150,1998,名城大学法学会